

宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画
(改訂版)
第 5 章～第 6 章

令和●年●月

宗像市

目次

第5章 計画の推進	1
1. 市民と取り組むアセットマネジメント	1
2. 広域連携・民間活用・ライフサイクルコストの縮減の取組み	4
3. 公共施設等の経営改善に向けた取組み～「施設管理」から「施設経営」への転換～	5
第6章 庁内推進体制及び進行管理	6
1. 庁内推進体制	6
2. 計画の進行管理	10

第5章 計画の推進

1. 市民と取り組むアセットマネジメント

これまで本市では、平成 18(2006)年に「市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」を制定し、市民の意見を市政に反映する「市民参画」、市民と市が一緒になってまちづくりを行う「協働」、地域住民が自主的に地域づくりを行う「コミュニティ活動の推進」を3つの柱として、市民が主体のまちづくりに取り組んできました。

公共施設は市民の暮らしに付加価値を与え、公共インフラは市民の暮らしに欠かせないものであるため、アセットマネジメントにおいても、行政と市民が目的を共有し、市民の理解と協力を得ながら推進する必要があります。

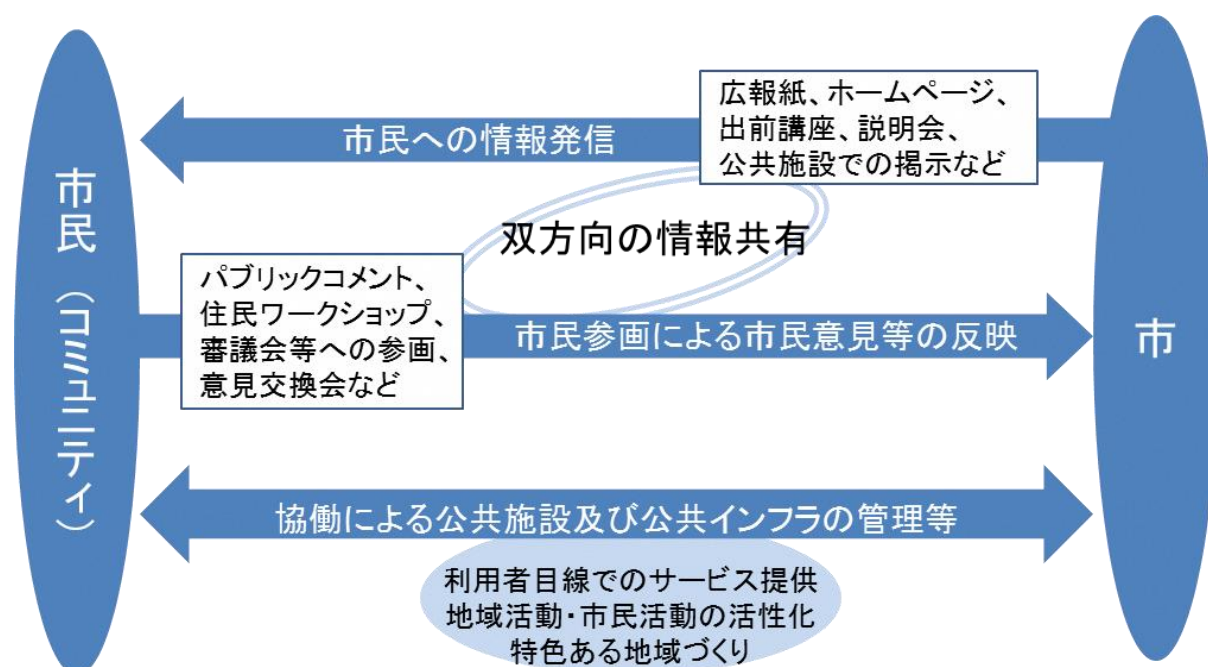
アセットマネジメント推進計画や公共施設の更新の方向性等については、施設サービスの優先順位、利用ニーズや満足度に関する市民意見等を、市民参画の手法で反映させていきます。

また、公共施設の管理運営や公共インフラの管理については、協働の手法で取り組んでいきます。

その中でも、特に地域と密接に関係するコミュニティ範域施設については、コミュニティによる市民参画や協働を推進していきます。

また、これら市民参画と協働を促進させるために、適宜、市の財政状況や公共施設及び公共インフラの実態等について、市民に対して丁寧に情報を発信し続けます。

■アセットマネジメント推進における市民との連携体制



（１） 市民参画による市民意見等の反映

計画に反映する市民意見等の把握にあたっては、直接の受益者である公共施設等の利用者のみに限らず、普段利用しない市民に対しても、幅広く意見を求めることが重要であるといえます。

市民生活への影響度合いを考慮し、次の２つに大別して、市民意見等の把握、反映を行っていくこととします。

- ア 「推進計画の見直し」に関するものについては、市民の審議会への参画、パブリック・コメントに加え、市民アンケートを活用し市民意見等の把握に取り組んでいきます。特に、パブリック・コメントの実施にあたっては、計画策定の背景や目的を市民と共有できるように、事前に説明会や出前講座を開催する等、情報の共有化もあわせて行っていく予定です。
- イ 市民生活に影響が大きい「大規模公共施設の更新」や「公共施設の廃止」等に関するものについては、計画段階から、更新等の方向性や更新後の運営主体等について、市民意見等を反映させるために、審議会への参画、パブリック・コメント、市民説明会、市民ワークショップの開催といった市民参画手続きを複数併用して実施するように努め、また、市民アンケートや利用者アンケートも必要に応じ行っていく予定です。

その中でも、特に地域と密接に関係するコミュニティ範域施設については、地域の実情等を反映させるため、検討段階から、コミュニティ運営協議会との意見交換会等を開催し、地域住民による主体的な地域づくりを推進していきます。

（２） 協働による公共施設及び公共インフラの管理等

本市では、現在、コミュニティ活動の拠点であるコミュニティ・センターや市民活動の拠点であるメイトム宗像を市民が主体となって運営しています。

近年では、一部の学童保育所を地域住民が運営する等、公共施設サービスの提供面においても協働の取組みを拡大しています。

公共施設サービスの利用者自らが主体となって、公共施設サービスの運営に携わることは、利用者目線でのサービスの提供に繋がり、市民にとってより利便性が高く、利用しやすい施設となることが期待されます。

このことは、公共施設自体が「市民の交流の場」となり、地域住民同士や同じ目的を持った市民同士の交流の機会が増加する等、公共施設を通じてコミュニティ活動や市民活動の活性化が図られることが期待されます。

その中でも、コミュニティ活動の拠点であるコミュニティ・センターは、地域住民による主体的な運営の結果、地域の特色を活かしたまちづくりの実践にも大きく寄与しています。

今後も、公共施設においては、協働での管理運営を継続、拡大していくとともに、公共インフラにおいても地域に身近な公園や道路等を対象として、協働による管理を検討し、推進していきます。

(3) 市民への情報発信

市民が必要とする情報や市民と共有すべき情報を的確に市民に届けるためには、「情報を届ける対象者」と「発信のタイミング」、「情報の内容」を勘案し、効果的な情報発信となるよう、幅広い手法を用いて実施する必要があります。

公共施設等アセットマネジメントアンケートの結果によると、公共インフラ、公共施設の現状課題に対して約 7 割の人が関心を示し、公共施設等アセットマネジメントについて 8 割弱の人が取組みの必要性を感じ、5 年前の調査と比較してその実感が高まっている一方で、公共施設等アセットマネジメントの取組みを知らない人が 7 割弱、取組みが進んでいることを実感していない人が 8 割強にのぼるという状況がみられ、公共施設等アセットマネジメントの取組みが市民に浸透していない実情が浮き彫りになりました。

以上のことから、令和 2（2020）年度に設置されるアセットマネジメントの専門部署【行革アセットマネジメント推進室】において必要な内容を必要なタイミングで効果的に発信し、市民と一体となった推進を行うため、次の 2 つの考えにそって情報発信を行っていきます。

~~情報発信が効果的なものとなるよう、情報を発信するタイミングとその内容については、次の 2 つに大別し、情報発信を行っていくこととします。~~

- ア 「公共施設及び公共インフラの現状」や「推進計画の実施状況（推進計画に係る行政運営に関する情報を含む。）」、「市民アンケート等市民意見聴取の結果」等に関するものについては、平時から継続的な情報発信を **行います。**~~うこととします。~~
- イ 市民生活への影響が大きい「大規模公共施設の更新」や「公共施設の廃止」等については、これらの計画段階から適宜、情報発信を行い、また、市民意見等の反映を **図っていきます。**~~ることとします。~~

また、情報の発信手法として、平時からの情報発信にあつては、広報紙やホームページを中心に情報発信を行い、市民生活への影響が大きなものの情報発信にあつては、広報紙やホームページに加え、出前講座や説明会等、市民と直接対話できる機会を確保しながら情報発信を行っていきます。

2. 広域連携・民間活用・ライフサイクルコストの縮減の取組み

公共施設の総量圧縮を実現し、市民ニーズに適したサービスを維持するための一つの方策として、広域連携と民間活用が考えられます。また、ライフサイクルコスト（設計から建設、維持管理、解体までに要するすべての費用）の縮減を念頭においた施設の運営や更新等により維持管理における財政負担の軽減を図ることができます。

そこで、施設の運営、更新等における広域連携と民間活用の実現可能性を検証した上で、その実現の有無にかかわらず、すべての施設において、ライフサイクルコストの縮減を念頭に置いた更新、改修及び維持管理を行うこととします。

（１） 広域連携の取組み

本市においては、これまで、福岡都市圏 17 市町との図書館やスポーツ施設の相互利用や隣接する福津市、宮若市、岡垣町との連携による鳥獣加工処理施設の整備、利活用、市外からの利用も想定し、整備した文化施設や観光施設の利活用等、広域的な視点に立った公共施設の利活用の取組みを実施してきました。

その結果、市民の施設利用機会の拡充や公共施設を核としたまちづくりの推進等、一定の成果を上げてきました。

この広域連携の取組みを今まで以上に推進していくとともに、施設の運営や更新等の検討の際は、市の将来人口や施設の利用状況、利用ニーズ等への配慮に加え、市の単独実施ありきで考えることなく、近隣市町にある施設の広域利用等、より広域的な視点を持って検討に取り組みます。

（２） 幅広い民間活用の取組み

この計画では、民間活力導入の検討を適正化方針として掲げており、行政と民間が連携し、お互いの強みを活かした公共施設の運営や更新時の検討を行うことで、効果的かつ効率的な公共施設サービスの提供に相乗効果が生じることが期待されます。

そのため、公共施設の運営においては、個々の状況に応じて、包括的民間委託等、幅広く PPP 手法の活用を検討し、公共施設の更新の際は、民間の資金や経営能力、技術力等を活用して、市民に提供するサービスや役務の向上を図るとともに、更新費用や経常的な維持管理費用等にかかる費用の削減を図るために、PFI の活用を検討します。公共インフラの管理についても、効率化や費用の削減の観点から PPP 手法の活用を検討します。

また、利用者の利便性向上や利用機会の確保といったサービス向上の観点からは、市内 3 大学やグローバルアリーナ等の市内に存在する民間施設の利活用についても検討します。

（３） ライフサイクルコストの縮減

施設にかかるライフサイクルコストは、設計・建設費等の初期投資（イニシャルコスト）と施設での事業運営や維持管理に必要なコスト（ランニングコスト）で構成されており、トータルで見るとランニングコストの方がその割合が大きくなります。

そのため、ライフサイクルコストの縮減においては、運営時におけるランニングコストを常に意識することが重要です。

そこで、施設の更新、改修にあたっては、維持管理に人的コストが極力かからない設計や、将来においても入手が容易な市販の規格品や省エネルギータイプの設備、機器等の

採用等、維持管理の合理化を図ることによりとともに、行財政アクションプランにおいて現有施設の運営方法や管理主体などソフト面からのコストの削減策を検討し、施設全体にかかる財政負担の軽減を目指します。

また、施設・設備の長寿命化や予防保全等により、修繕・更新コストの抑制を行い、維持管理費用の適正化を図ります。そのため、各施設の所管部署が、毎年1回以上、各施設を点検することにより予防保全を行っていきます。上記の点検を実施できるように令和元(2019)年に公共施設簡易点検マニュアルを作成しました。このマニュアルは、技師でない事務担当者でも点検できるように目視確認の内容としております。

3. 公共施設等の経営改善に向けた取組み～「施設管理」から「施設経営」への転換～

この計画では、現状の公共施設及び公共インフラの機能やサービスを可能な限り維持しながら適正な維持、更新、管理等を推進することを基本として適正化の方針を掲げています。

特に、公共施設については、財源不足を生じさせずに市民ニーズに適したサービスを効率的に提供していくためには、これまでの広域連携や民間活用の視点に加え、「施設経営」の視点が不可欠であるといえます。

公共施設等アセットマネジメントアンケートの結果によると、8割以上の人が市内の公共施設は適切に維持管理されていると実感しており、施設管理については適切に行われているといえます。

そこで今後、提供するサービスを維持するために、施設を管理するといった従来の「施設管理」の考え方から、提供するサービスの原価を意識し、自主財源の確保に努めるといった「施設経営」の考え方に転換し、公共施設に関する施策に取り組むこととします。

第6章 庁内推進体制及び進行管理

1. 庁内推進体制

(1) 公共施設及び公共インフラの管理運営等の現状

① 公共施設及び公共インフラの管理運営

公共施設及び公共インフラの維持管理（営繕補修を含む。）や公共施設の運営（施設サービスや活動等）については、各施設等の所管部署が個別に実施しています。

また、各施設等にかかる更新、修繕、維持管理の履歴等の保全データや施設利用状況等の運営データについても、各施設等の所管部署が個別に管理をしている状況です。

② 公共施設及び公共インフラにかかるPDCA

公共施設及び公共インフラにかかる更新、修繕等の事業計画の採択やそれに伴う予算措置、事務事業の改善のための事務事業評価については、経営企画部署**行革アセットマネジメント推進室**が全庁的な調整を図りながら実施しています。

(2) 庁内推進体制の整備

~~① 庁内推進体制のあるべき姿~~

~~この計画策定後の庁内推進体制については、この計画の進行管理と公共施設及び公共インフラにかかる更新、修繕等の年度計画の実践、管理等（軽微な営繕事務は除く。）を一つの部署で一体的に実施していく専門的部署の設置が必要となってきます。~~

~~また、専門的部署の設置とあわせて、公共施設の更新や大規模改修等の実施にあたって庁内横断的な意思決定や調整を図るための庁内横断的な組織が必要となります。この組織については、既存の「アセットマネジメント庁内推進委員会」を活用していきます。~~

~~② 第1期前期計画期間における庁内推進体制~~

~~庁内推進体制のあるべき姿については、前述のとおりですが、この計画策定後の第1期前期計画期間については、アセットマネジメントの着実な実行、PDCAのマネジメントサイクルに基づく進行管理の定着を最優先とし、次のとおり、現状の庁内組織で対応していくこととします。~~

~~ア 経営企画部署~~

~~行政評価制度や予算編成を所掌していることから、この計画の進行管理や保全データの管理、市民への情報発信、市民意見等の聴取、全庁的な総合調整等の統括的部分を担当することとします。~~

~~イ 各施設等所管部署~~

~~公共施設及び公共インフラの維持管理（営繕補修を含む）や公共施設の運営（施設サービスや活動等）、所管する公共施設及び公共インフラの情報発信にかかる部分を担当することとします。~~

~~また、庁内横断的な意思決定や調整を図るために必要な「アセットマネジメント庁内推進委員会」は継続して存続させ、活用していきます。~~

① 庁内推進体制の見直し

計画策定後の庁内推進体制については、あるべき姿として本計画の進行管理と公共施設及び公共インフラにかかる更新、修繕等の年度計画の実践、管理等（軽微な営繕事務は除く。）を一つの部署で一体的に実施していく専門的部署の設置の必要性を述べてきました。

今回この庁内推進体制の見直しとして、令和 2 年（2020）年度にアセットマネジメントの専門部署を設置することとしています。

なお、今回の見直しは、本計画の進行管理や施設情報の一元化に重点を置いて行ったものなので、同一部署内で公共施設・公共インフラにかかる更新、修繕等の年度計画の実践を一体的に行う体制づくりについては、引き続き検討していきます。

② 経営企画部署の役割

上述の専門部署として、経営企画部内に「行革アセットマネジメント推進室」を設置します。その中で、財政安定化プランにおける将来の財政事情を睨みながら、本計画の施設別方針の実践や行財政改革大綱による費用削減の取り組みなどを行い、本計画の進捗を図ります。

また、市民への情報発信や市民意見等の聴取、各施設管理者との協議や庁内調整など、アセットマネジメントの総括的な役割を担うこととします。

③ 各施設等所管部署の役割

各施設の日常的な維持管理による予防保全や施設サービスなどの施設運営は、施設管理者の役割なので、本計画における「施設別の維持更新計画」の推進についても一義的には各施設等の所管部署がその役割を担うこととなります。

なお、公共施設の施設別方針や改修・更新の方針などの市民への説明は、アセットマネジメント担当部署と連携しながら行っていきます。

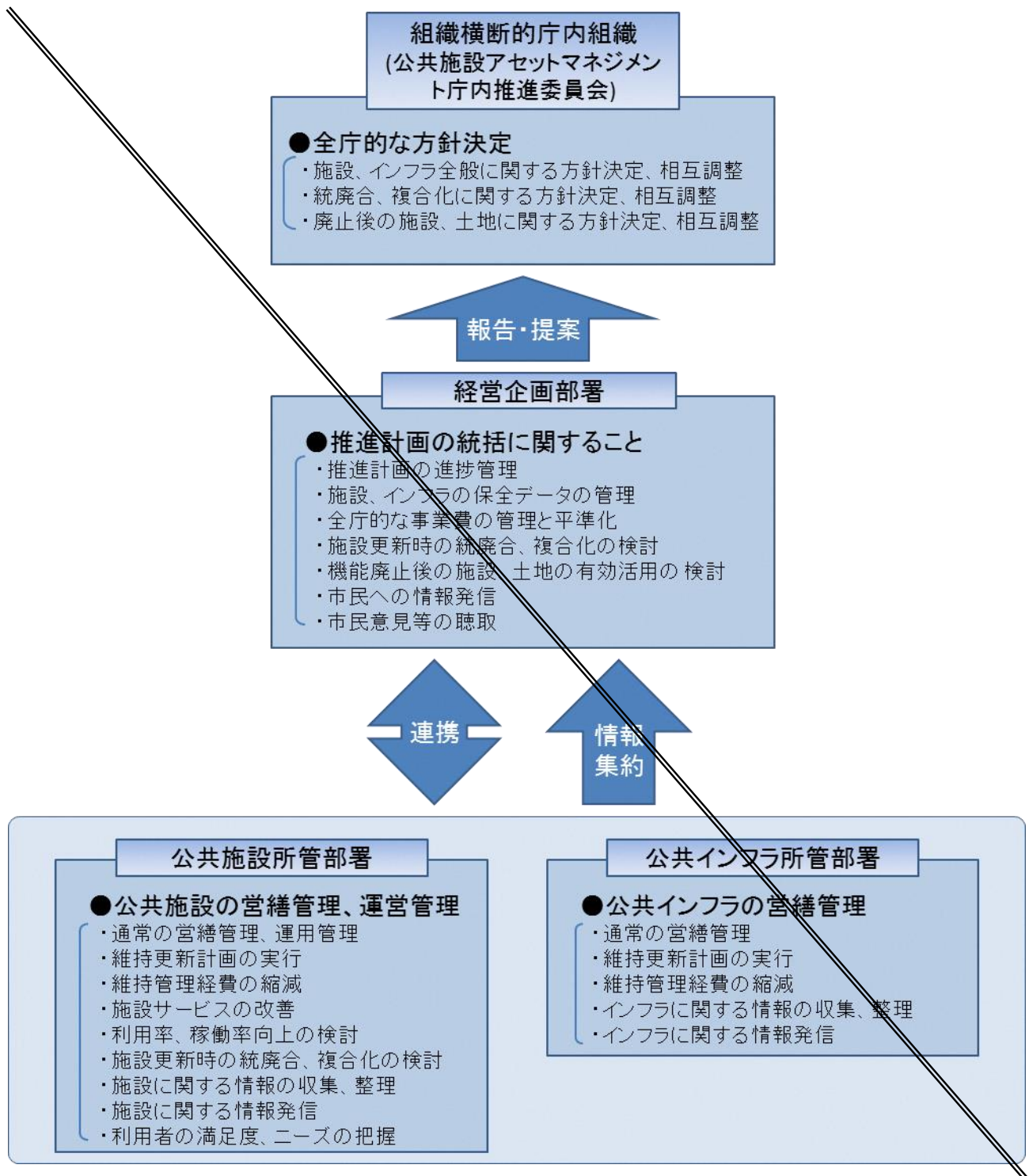
④ アセットマネジメント庁内推進委員会の役割

公共施設等の将来的なあり方については、所管部署だけでなく、庁内横断的な組織による意思決定が必要となります。そのため、この役割については、既存の「アセットマネジメント庁内推進委員会」が引き続き担うこととします。

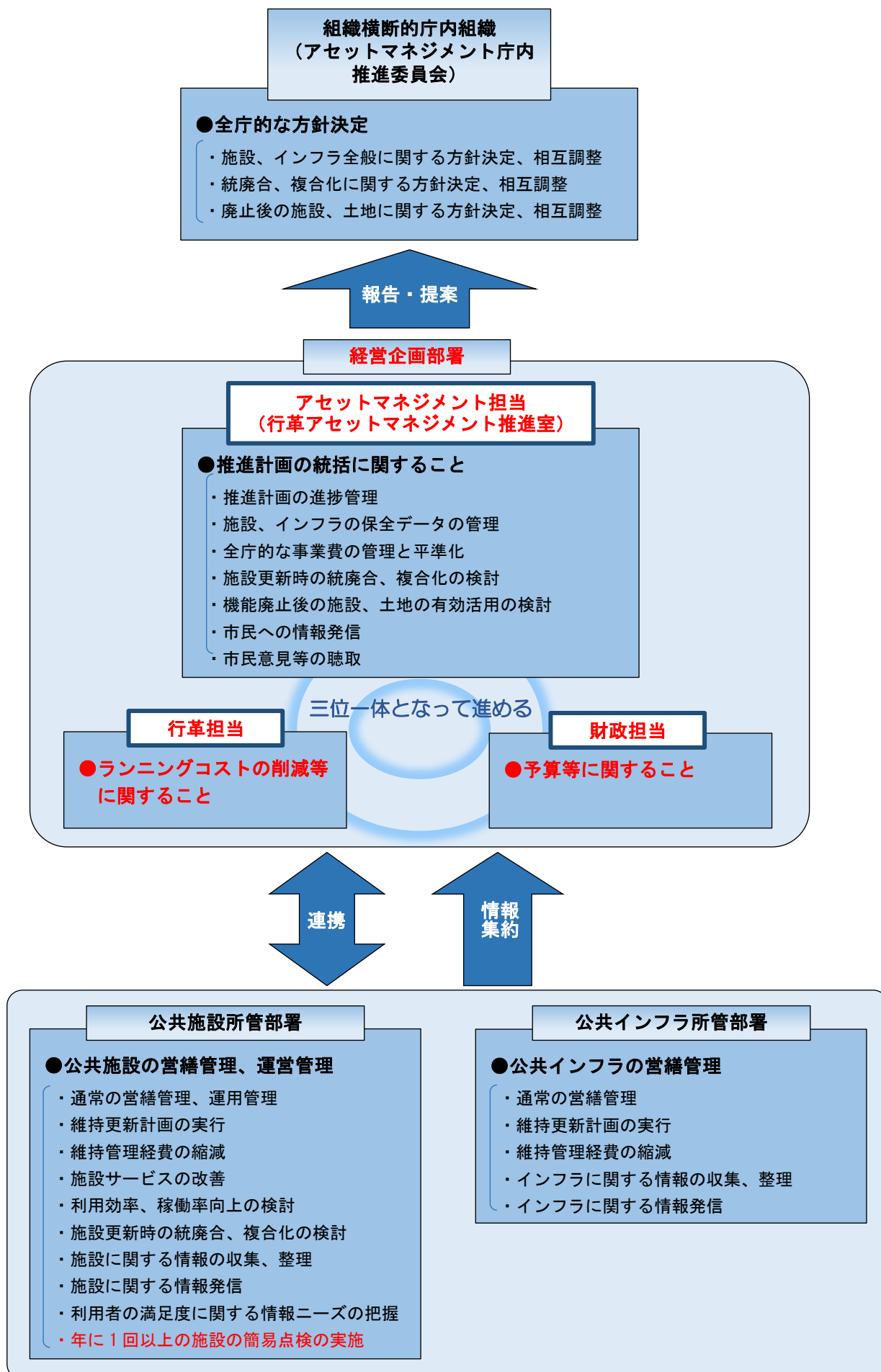
（３） 庁内推進体制の見直し

~~前述のとおり、第 1 期前期計画期間の 5 年間は、アセットマネジメント推進のための基盤づくりの期間としますが、庁内推進体制として総括的な専門的部署の必要性は不可欠であることから、この計画の第 1 期後期計画期間への見直しにあわせて、第 1 期前期計画期間の課題と成果を検証した上で、より効果的な体制となるよう、庁内推進体制の見直しを行います。~~

■アセットマネジメント庁内推進体制



■アセットマネジメント庁内推進体制



2. 計画の進行管理

(1) PDCA のマネジメントサイクルに基づいた推進計画の見直し

推進計画の定期的な検証と見直しにあたっては、推進計画の策定（Plan）、アセットマネジメントの取組みの実施（Do）、実施結果の検証（Check）、推進計画の見直し（Action、Plan）といった、PDCA のマネジメントサイクルに基づいて実施し、次期計画期間に更新時期を迎える公共施設の複合化等についてもあわせて検討を行っていきます。

実施結果の検証では、推進計画の進捗状況の評価や施設老朽化度の判定等、取組みにより目標とする成果が現れているかといった視点での検証を行います。

(2) 見直しにあたっての留意事項

推進計画の見直しにあたっては、実施結果の検証に加え、将来人口推計や中長期的な財政収支計画の見直し、建設コストの状況等、アセットマネジメントの取組みに直接起因しない外的要因の変化についても考慮する必要があります。

また、総合計画基本計画や行財政改革大綱等、アセットマネジメントに関連する市の主要な計画との整合も図っていくこととします。

さらに、市民目線でのアセットマネジメントを推進していくため、市民の審議会への参画やパブリック・コメント等の市民参画の手法により、「推進計画の見直し」や「大規模公共施設の更新」、「公共施設の廃止」等の検討段階から、市民意見等の反映に取り組んでいきます。

(3) 毎年度の進行管理

推進計画の見直しは、PDCA のマネジメントサイクルに基づき、5 年ごとに実施していきますが、検証の基礎資料となる推進計画の進捗状況や公共施設及び公共インフラの維持管理コスト（営繕補修を含む。）、公共施設の運営状況（施設サービスや活動等）については、毎年度把握し、経営企画部署・行革アセットマネジメント推進室で一元的に管理していきます。

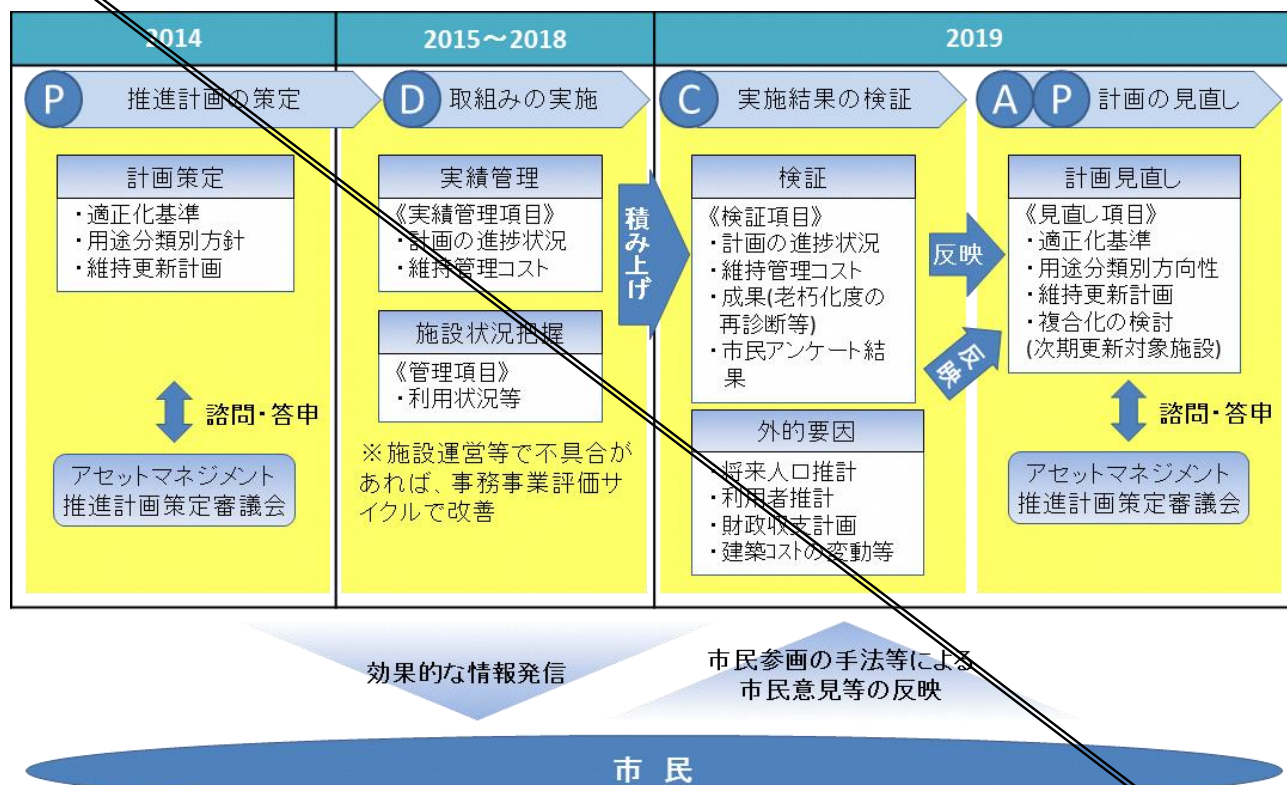
また、公共施設については、その施設サービスや活動等の運用管理に関する事項は、従来の事務事業評価におけるマネジメントサイクルを通じて、施設所管部署で引き続き事務改善を図っていくこととします。

(4) 検証結果、進行状況の公表

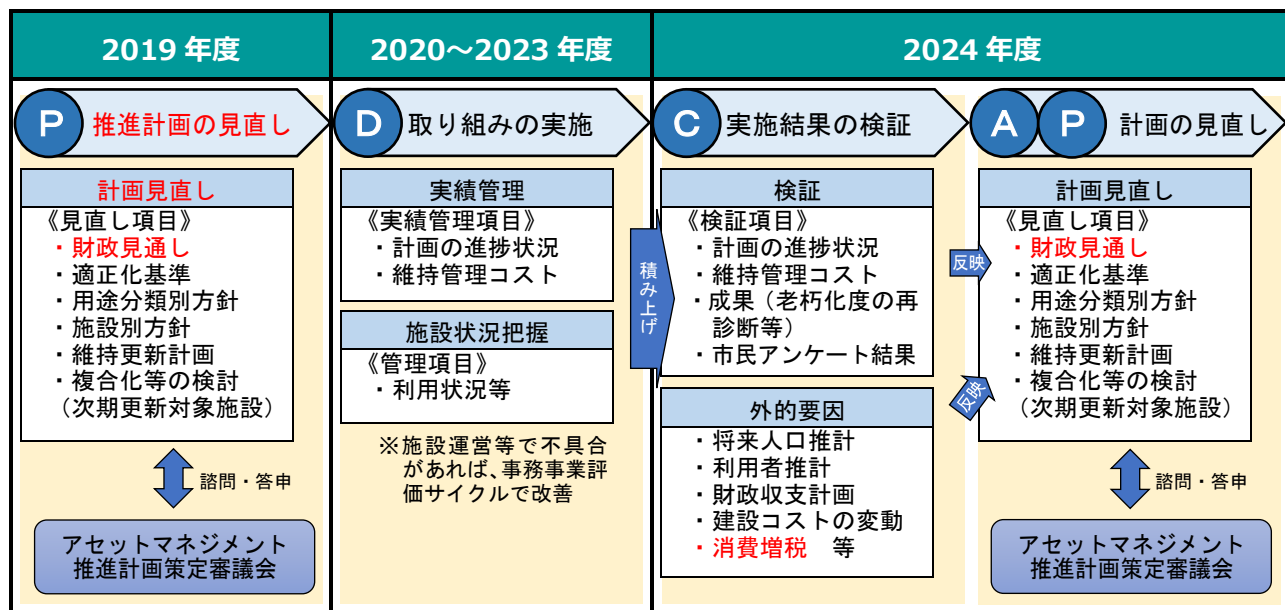
推進計画の見直しにあたっての検証結果や検証の基礎資料となる推進計画の進捗状況、公共施設及び公共インフラの維持管理コスト（営繕補修を含む。）、公共施設の運営状況（施設サービスや活動等）については毎年度公表することとします。

また、5年ごとの計画の見直しにあたっては「宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画策定審議会」に諮り、有識者や市民の視点も重視していくこととします。

■第1期前期計画期間の進行管理



■第1期後期計画期間の進行管理



効果的な情報発信

市民参画の手法等による
市民意見等の反映

市民

※本図では、第1期後期計画期間を例に具体的な年度を掲載している。